

運動の重点

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守

- 信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
- 道路への飛び出しや車両の直前直後の横断はやめましょう。

(2) 歩行者の安全の確保

- 幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。
- 暗い時間帯に外出する時は、反射材・小型ライト等を活用しましょう。

2 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- 自転車安全利用五則を守り、通行ルールに従いましょう。
- 傘、イヤホン、スマートフォン等を使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。

(2) 自転車の安全利用のために

- 幼児・児童のヘルメット着用を徹底しましょう。
- 高齢者、中学・高校生もヘルメットを着用しましょう。
- 幼児を幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用させましょう。
- 定期的な点検整備を行いましょう。
- 自転車事故に備えるため自転車保険に加入しましょう。

3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

(1) 運転者の交通ルール遵守

- 横断歩道手前での減速、横断歩道での歩行者の優先を守りましょう。
- 運転中にスマートフォン等を使用することは法律違反です。絶対に使用しないようにしましょう。



(2) 高齢運転者の交通事故防止

- 自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には交通安全相談窓口に相談し、運転免許の自主返納も検討しましょう。

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- 6歳未満の幼児は、チャイルドシートを着用させましょう。



(4) 飲酒運転等の防止

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。

(5) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- 思いやりをもった運転を心がけ、「あおり運転」は絶対にやめましょう。
- 悪質な運転の抑止のため、ドライブレコーダーを活用しましょう。



4 二輪車、原付車の交通事故防止（奈良県重点）

- スピードの出し過ぎなどの無謀運転は行わず、見通しの悪い交差点では必ず徐行するとともに、状況に応じて一時停止しましょう。
- 自動車運転者からは距離感がつかみづらく、また見落とされやすいので、車間距離を取り、他車の陰に入らないようにしましょう。

令和3年 春の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

運動期間

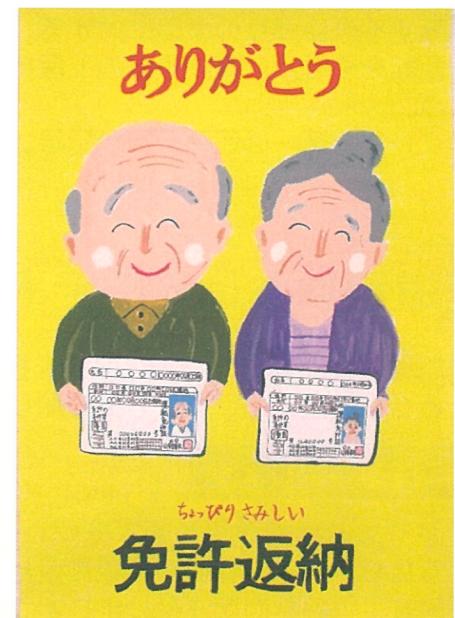
令和3年4月6日(火)～4月15日(木)

県内統一デー

- | | |
|----------|----------------------------|
| 4月 6日(火) | 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保推進デー |
| 4月 9日(金) | 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上推進デー |
| 4月10日(土) | 交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉） |
| 4月11日(日) | 二輪車、原付車の交通事故防止推進デー |
| 4月13日(火) | 自転車の安全利用の推進デー |



桜井市立安倍小学校6年（当時）
木村 向日葵さんの作品



奈良市立平城中学校2年（当時）
古川 裕理さんの作品

《主唱》 奈良県・奈良県交通対策協議会

家庭・学校・地域の方々へ

- 交通ルールの遵守や交通マナーについて話し合い、交通安全に対する意識を高めましょう。
- 新たに入園・入学する幼児・児童が安全に通行できるよう、通園・通学時間帯における街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。



高齢ドライバーの方へ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 事故防止機能搭載のセーフティ・サポートカー(サポカー)等の利用を推奨します。



高齢運転者標識

「サポカー／サポカーS」とは？



「セーフティ・サポートカー（サポカー）」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。

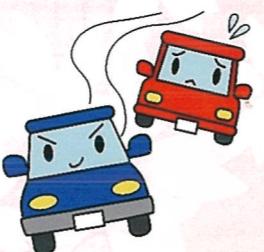


「セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

「あおり運転」は犯罪！

- 妨害運転、いわゆる「あおり運転」は重大な危険を招く極めて悪質な行為です。妨害運転は厳しく処罰され、運転免許を取り消されることになります。
- 車を運転する際は周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全な運転を心掛け、車間距離の不保持、無理な追い越しや車線変更は絶対にやめましょう。
- ドライブレコーダーは運転行為が記録され、悪質・危険な運転の被害防止に有効です。



高速道路における逆走事故に注意！

- 高速道路における逆走は重大な事故を招き大変危険です。高速道路を利用する際は、自身の逆走に注意とともに逆走車の情報にも気を配りましょう。

逆走車に注意しましょう

- 高速道路では道路情報板を必ず確認し、逆走情報を聞きした場合は逆走車を回避するため、道路の左側の車線を走り、走行速度を落として十分な車間距離をとり、前方車両の動向を注視しましょう。
- 逆走車を発見した場合は、安全な場所で110番や非常電話で通報してください。

逆走してしまったときは

- 逆走してしまったときは、安全な場所に停車し、ハザードランプを点灯、車内から出て安全な場所に避難して通報してください。



自転車利用者の方へ

交通事故被害を防ぎましょう

- 奈良県では自転車事故で多くの方が亡くなっています。事故被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。
- 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（自転車条例）により、65歳以上の高齢者は、自転車利用時、ヘルメットの着用に努めなければなりません。



自転車条例により、
自転車保険加入が義務、
高齢者のヘルメット着用が
努力義務になっています！



自転車損害賠償責任保険（自転車保険）に加入しましょう

- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の際、自身と相手を守るためにも、自転車の所有者や利用者は自転車保険に必ず加入しましょう。自転車条例により加入が義務となっています。

自転車保険加入確認チェックシート

自転車で事故をした場合に相手方に賠償する保険に加入していますか？
※点検整備をした自転車に貼られる「T Sマーク」も該当します。

↓ わからない

↓ いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

↓ わからない

↓ いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のP T A保険等）のいずれかに加入していますか？

↓ はい ↓ わからない

↓ いいえ

自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が基本補償または特約としてついていますか？
※特約の名称は、保険会社によって異なります。

すでに自転車損害賠償責任保険に加入しています。

加入している保険会社に補償内容を確認してください。

未加入です！
自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。
無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場 所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎: 0742-27-8731)

相談日 月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始除く)
8:30~16:45

※定期巡回相談（県内4市町）も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口
☎0742-27-7013 (平日9:00~17:00)
自転車条例ページ
<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>



啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、
交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。
詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで
(☎: 0742-27-8730)